

旭川大雪アリーナ使用料

夏期間

使用区分			時間区分		午前	午後	夜間	全日	早朝・深夜等
			9時～12時	13時～17時	18時～21時	9時～21時	1時間当り		
専用使用	多目的アリーナ	アマスポ	平日	27,150	36,200	27,150	108,600	9,050	
			土・日・休日	32,580	43,440	32,580	130,320	10,860	
		展示会等	平日	93,300	124,400	93,300	373,200	31,100	
			土・日・休日	114,030	152,040	114,030	456,120	38,010	
		興業音楽	平日	203,610	271,480	203,610	814,440	67,870	
			土・日・休日	244,350	325,800	244,350	977,400	81,450	
	多目的ルーム	平日	2,070	2,760	2,070	8,280	690		
		土・日・休日	2,460	3,280	2,460	9,840	820		
	会議室	平日	420	560	420	1,680	140		
		土・日・休日	480	640	480	1,920	160		

- 備考
- この表において「冬期間」とはアイススケート場として使用する期間をいい、「夏期間」とは「冬期間」以外の期間をいう。
 - この表において「休日」とは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日をいい、「平日」とは土曜日、日曜日及び休日以外の日をいう。
 - この表において「高校生」には高校生と同年齢の者を含む。
 - この表において「早朝・深夜等」とは9時以前。12時から13時までの間。17時から18時までの間及び21時以降の時間をいう。
 - 一月券は、当該券を発行した日から起算して一月間使用することができる。
 - シーズン券は、当該券を発行した年度の冬期間使用することができる。
 - 使用者が入場料又はこれに類する料金を徴収する場合は、この表に規定する額に1.5を乗じて得た額とする。
 - アリーナを準備または撤去のために使用する場合の使用料は、この表に規定する額に(前項の場合は、同項の規定により算出した額)0.5を乗じて得た額とする。
 - 附属設備以外の電気器具を使用した場合は、電気料金の実費を徴収する。
 - 専用使用における使用料金に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。